入　札　公　告

本庁舎水処理設備保守点検業務に係る一般競争入札について

沖縄県が発注する本庁舎水処理設備保守点検業務について一般競争入札に付するので、次のとおり公告する。

平成２７年３月１０日

沖縄県知事　翁長　雄志

１　競争入札に付する事項

（１）　業務名称　本庁舎水処理設備保守点検業務

（２）　内　　容　沖縄県本庁舎の機能維持を図る上で重要な冷却水等の水処理設備の日常点検及び定期点検業務を円滑に遂行し、本庁舎の設備機能を保持する

（３）　業務実施場所　沖縄県那覇市泉崎１丁目２番２号　　本庁舎

（４）　期　　間　平成２７年４月１日から平成２８年３月３１日まで

（５）　そ　の　他　本業務は「沖縄県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」に基づく長期継続契約であり、翌年度において当該契約にかかる歳入歳出予算について減額又は削減があった場合は、本契約は解除する。

２　競争入札参加資格

次に掲げる全ての条件を満たす者

（１）　地方自治法施行令第１６７条の４の規定に該当しない者であること。

（２）　会社更生法に基づく更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づく再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。

（３）　入札参加資格確認申請期日から本業務の入札日までの間において、本県の指名停止処置を受けていないこと。

（４）　入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。

（５）　次の各号に該当しないこと。

ア　暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体またはその会計者、その他反社会勢力（以下「暴力団等反社会勢力」という。）

イ　暴力団または暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体。

ウ　法人でその役員のうちに暴力団等反社会勢力に属する者がいる。

（６）　沖縄県内に本社（店）を有する者であること。

（７）　県本庁舎（県庁舎：延べ床面積 78,243m^2）と同等規模で同等設備を有する建物の水処理設備保守点検業務について、過去５年以内に１年間以上の実績を有すること。

（８）　対象設備の故障等緊急時の際は、夜間、休日を問わず１時間以内に適切に対応できる体制を有していること。

３　入札の日時及び場所

入札所は持参により提出すること。なお、郵送または電報による入札は認めない。

（１）　入札日時　　平成２７年３月２５日（水）　１５時００分

（２）　入札場所　　沖縄県那覇市泉崎１丁目２番２号　沖縄県庁５階　第１会議室

４　申請書等の提出及び競争入札参加資格の審査等

本競争の参加希望者は、一般競争入札確認申請書（以下「申請書」という。）及び関係資料（以下「資格確認資料」という。）を持参により提出し、競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

なお、期限までに申請書及び資格確認資料を提出しない者、並びに競争参加資格がないと認められた者は、本競争入札に参加することができない。

（１）　申請書等の提出期間等

ア　提出期間　　平成２７年３月１０日（火）から　３月２０日（金）まで。
土曜、日曜及び祝祭日を除く毎日、午前９時から午後５時まで。

イ　提出場所　　沖縄県那覇市泉崎１丁目２番２号
沖縄県 総務部 管財課 庁舎管理班
ＴＥＬ：０９８－８６６－２１０６

ウ　提出方法　　持参（部数は１部）

（２）　入札参加資格の確認結果通知

平成２７年３月２３日（月）までに書面にて通知する。

（３）　資格の有効期間

この公告に基づき資格を取得してから契約締結日までとする。

（４）　資格審査申請事項の変更

入札参加の資格を有する者は、当該資格の有効期限内に次に掲げる事項に変更があったときは､遅延なく資格審査申請事項変更届出を提出しなければならない。

ア　商号又は名称

イ　住所又は所在地

ウ　氏名（法人にあたっては、代表者の氏名）

エ　使用印鑑

オ　法人にあっては資本金

カ　電話番号

（５）　資格の取り消し等

ア　入札参加の資格を有する者が２（１）に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消し、又はその事実があった後、県が定める期間は競争入札に参加させない。

イ　資格の取り消しの通知　入札参加資格を取り消したときは、当該資格者にその旨を通知する。

（６）　資格の適用

この入札に参加する者の資格は、沖縄県が実施する本県業務委託に係る入札に限り、適 用する。

５　入札説明書及び仕様書等の交付期間、交付方法等

（１）　交付期間　　本案件公告日から入札日まで

（２）　交付方法　　沖縄県の公式ホームページに掲載する。

http://www.pref.okinawa.jp/index.html

６　入札保証金及び契約保証金

（１）　入札保証金

沖縄県財務規則第１００条の規定により、見積もる契約金額(消費税込み)の１００分の５以上の金額を県に納付すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア　保険会社との間に本県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合。

イ　過去２年間の間に本県もしくは国（公社及び公団を含む。）又は、本県以外の地方公共団体と同種及び同規模の契約の履行証明書等（２件以上）を提出する場合。

（２）　契約保証金

沖縄県財務規則第１０１条の規定により、見積もる契約金額(消費税込み)の１００分の１０以上の金額を県に納付すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア　保険会社との間に本県を被保険者とする契約保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合。

イ　過去２年間の間に本県もしくは国（公社及び公団を含む。）又は、本県以外の地方公共団体と同種及び同規模の契約の履行証明書等（２件以上）を提出する場合。

７　入札書に記載する金額

入札金額については、本業務に要する一切の費用を含めた額とする。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の１００分の８に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切捨てた金額）をもって落札価格とするもので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず見積もった契約希望金額の１０８分の１００に相当する金額を入札書に記載すること。

８　入札に関する注意事項

（１）　入札者は、自己の印鑑を必ず持参すること。

（２）　入札書、委任状には、業務名及び業務を実施する場所をこの公告の記載に従い

記入すること。

（３）　代理人が行う委任状の提出がない場合は、入札に参加することができない。
なお、委任状は、代理人の印鑑では訂正できない。

（４）　入札を希望しない場合には参加しないことができるので、入札辞退届を郵送又は持参により提出すること。

9　入札の無効

次の入札は、無効とする。なお、無効入札をした者は、再度の入札に加わることができない。

ア　入札参加資格のない者の行った入札
イ　同一人物が同一事項について行った２通以上の入札
ウ　２人以上の者から委任を受けた者が行った入札
エ　委任状を持参しない代理人の行った入札
オ　入札書の表記金額を訂正した入札
カ　入札書の表記金額、氏名、印章又は重要な文字が誤脱し、又は不明な入札
キ　入札条件に違反した入札
ク　連合その他不正の行為があった入札
ケ　入札保証金が所定の金額に達しない者の行った入札

10　契約締結時期

落札者の決定後、７日以内に契約を締結しなければならない。ただし、契約担当者が特に指示したときは、この限りでない。

11　その他

（１）　申請書及び資格確認資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

（２）　契約担当者は、提出された申請書及び資格確認資料を、競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。

（３）　提出された申請書及び資格確認資料は返却しない。

（４）　提出期限以降における申請書及び資格確認資料の差し替え及び再提出は認めない。

（５）　申請書及び資格確認資料の受理後、書類内容を審査し、書類の記載漏れや添付漏れがあった場合は、競争参加資格無しとなり、入札に参加できなくなることがある。

（６）　本業務は契約締結後、本業務の請負代金額の変更協議をする場合及び本業務と関する業務を本業務受注者と随意契約する場合、変更協議又は関連する業務の予定価格の算定は、本業務の請負比率（元契約額÷元設計額）を変更設計額又は関連業務の設計額に乗じた額で行う。

（７）　本業務の一部を他者に委託する場合は、県の承諾を得なければならない。
なお、「本契約の競争入札参加者であった者」、「指名停止措置を受けている者」、「暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者」への委託については承諾しない。

また、本項に違反した場合、本契約は解除する。

（８）　最低制限価格は設定しない。

（９）　詳細は入札説明書による。

12　本案件に関する質問・回答

質疑については、質疑書により行う。質疑事項がなければ提出は不要。なお、簡易な質問は電話でも受け付けるが、業務時間内に限る。

（１）　提出期間　　平成２７年３月１０日（火）から　３月２０日（金）まで。

（２）　提出場所　　〒９００－８５７０　沖縄県那覇市泉崎１丁目２番２号
沖縄県 総務部 管財課 庁舎管理班（担当：知念）
TEL　０９８-８６６－２１０６
FAX　０９８-８６６－０２４６
メール　chinenum@pref.okinawa.lg.jp

（３）　回答方法　　平成２７年３月２３日（月）までに入札参加資格者に通知する。